

議案第 77 号

川崎市休日急患診療所条例の一部を改正する条例の制定についての市長
の専決処分の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について
特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると
認め、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、
承認を求める。

平成 21 年 6 月 5 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、川崎市休日急患診療所条例の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分する。

平成21年 5 月 28日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市休日急患診療所条例の一部を改正する条例

川崎市休日急患診療所条例（昭和51年川崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（新型インフルエンザ等感染症の発生等による特例）

- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症の発生等により市長が特に必要と認める場合は、休日以外の日に新型インフルエンザ等感染症に関する診療を行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

日本国内において、新型インフルエンザの感染者が増加している状況において、医療機関を受診する者が急増した場合の医療体制の整備を図るため、早急に川崎市休日急患診療所条例の一部を改正する条例を制定する必要性が生じたため